2018年合格目標 税理士コース受講生の皆様へ

2017年 第67回税理士試験 合格発表に伴う科目・コース振替手続きのご案内

本ご案内は、2018年合格目標 税理士コース(速習コース以外)をご受講頂いているすべての方にお配りしております。2017年 第67回税理士試験を受験されていない受講生の皆様には、何卒ご容赦下さい。

本年度の税理士試験合格発表に伴い、現在受講中の科目・コースの変更を希望される方のために、LECでは「科目振替制度」を設けております。

2018年合格目標 税理士コース(速習コース以外)をご受講頂いている方で、2017年8月実施の第67回税理士試験を受験され、2017年12月15日金曜日（予定）の合格発表の結果を受けまして、ご受講中の2018年合格目標 税理士コース(速習コース以外)を他のコースへの変更を希望される方は、お手数ではございますが下記のいずれかの方法でお申込用紙をお取り寄せいただきますようお願い申し上げます。

① インターネットでお申込の場合

お問い合わせフォーム https://regist.lec-jp.com/system/soudan/kouza.html にて必要事項をご入力いただき、「※相談内容」の欄に「第67回税理士試験 合格発表に伴う科目・コース振替手続用の申込用紙の取り寄せ希望」の旨をご入力のうえ「送信」ボタンを押してください。後日、税理士課からご返答と「科目振替申請書」を送付させていただきます。

② お電話でお申込の場合

LECコールセンター 電話番号：0570－０６４－４６４ にお電話いただき、お名前、会員番号、「第67回税理士試験 合格発表に伴う科目・コース振替手続用の申込用紙の取り寄せ希望」の旨をお伝えください。後日、税理士課からご返答と「科目振替申請書」を送付させていただきます。

≪合否結果に伴う科目・コース振替制度とは≫

2017 年8月実施の第 67 回税理士試験で受験した科目の合否結果に伴い、年明け 2018 年 1 月以降の学習プランを変更したいという受講生の声にお応えして、LEC では科目やコースを変更できる制度を整えています。従って、第 67 回税理士試験を受験されていない方は対象外となります。

【振替手続期限】2018 年1月 15 日(月)まで(郵送の場合、当日消印有効)

【振替可能コース】（2018 年合格目標の全ての税理士コースへ振替可能です。）

＊簿財横断プレミアムコース

＊簿財横断エッセンスコース

＊パーフェクトコース（簿記論・財務諸表論・法人税法・所得税法・相続税法・消費税法・財務諸表論後の簿記論・簿記論後の財務諸表論）

＊上級コース（簿記論・財務諸表論・法人税法・相続税法・消費税法）

＊速習コース（簿財横断・簿記論・財務諸表論）

【注意事項】

① 現在受講中の１コースに対して、１コースへの変更が可能です。振替先の講座の受講料がお申込の講座より高い場合、お支払いいただいた金額との差額をお支払いいただきます。（一般価格でお申込いただいた場合は一般価格との差額、各種割引でお申込いただいた場合は各種割引後金額との差額）。振替先の講座の受講料がお申込講座より低い場合は、差額のご返金はございませんので予めご了承ください。

② 現在受講中のコースと振替を希望するコースの受講形態は原則同じ形態となります。ただし、受講本校の講座実施状況により同じ形態での受講ができない場合の形態の変更については、その限りではありません。

【振替手続に必要な必要書類】

１．第67回税理士試験合否通知書のコピー

２．現在受講中のコースの受講証

※ 上記書類は振替時の必須書類となりますので、振替時まで保管をお願いいたします。

LEC 税理士講座お問い合わせ先
コールセンター: 0570-064-464（平日9:30～20:00、土・祝10:00～19:00 日10:00～18:00）
※このナビダイヤルは通話料お客様ご負担となります。
※固定電話・携帯電話共通(PHS・IP電話からはご利用できません)。

0 000812 180372
HL18037